

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 148):  
国境管理の段階的緩和(NZ 入国者の出発前検査の廃止等)

令和 4 年 6 月 17 日  
在オークランド日本国総領事館

【ポイント】

- 6月20日(月)午後11時59分(NZ時間)から、NZ入国者の出発前検査が不要になります。
- 6月20日夜以降、NZで乗継する乗客については、ワクチン接種完了の必要がなくなり、NZ渡航者申告システム(New Zealand Traveler Declaration)での申告の必要もなくなります。

【本文】

6月16日、アアエシャ・バロル新型コロナウイルス対策担当大臣は、6月20日(月)午後11時59分(NZ時間)から、NZ入国者の出発前検査が不要になる旨、国境管理の緩和策を発表しました。発表の概要は、以下のとおりです。

- 1 NZは、新型コロナウイルス感染者の流入によって、対応不要に陥らないよう慎重に国境再開の段階を踏んできた。我々の戦略はうまく機能しており、当初予定よりもかなり早く出発前検査の要件を廃止できる。
- 2 新たな変異種のNZ国境到達を確認するため、NZ入国者は、これまで通り(迅速抗原検査による)自主検査を2回行う必要があり、1回目をNZ到着日(Day 0)又はその翌日(Day 1)に行い、2回目をNZ到着の5日後(Day 5)又は6日後(Day 6)に行う。陽性となった場合は、PCR検査を受けなければならない。
- 3 6月20日夜以降、NZで乗継する乗客については、ワクチン接種完了の必要がなくなり、また、NZ渡航者申告システム(New Zealand Traveler Declaration)での申告の必要もなくなる。新型コロナウイルス感染症に似た症状(例:花粉症)がある者は、出発前の段階で取得した、新型コロナウイルス検査での陰性証明、又は新型コロナウイルス感染の可能性が低いことを示す医療専門家による証明書のいずれかを提示することができる。

(6月17日付、バロル大臣声明)

<https://www.beehive.govt.nz/release/pre-departure-tests-removed-june-20>

※新型コロナウイルスに関する日本・NZ の総合情報として、在ニュージーランド日本国大使館のホームページに関連情報を掲載しています。

<在ニュージーランド日本国大使館>

(日本語) \* 帰国の手続き(防疫措置等)、NZ 入国の情報等

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/corona\\_vrs\\_j.html](https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html)

(英語) \* 主に日本のビザ・再入国・防疫措置の情報

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_en/corona\\_vrs.html](https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/corona_vrs.html)

※当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載しています。

<在オークランド日本国総領事館>

(日本語) \* 新型コロナウイルスに関する過去の領事メール

[https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid19\\_j.html](https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid19_j.html)

(英語)

[https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_en/visa.html](https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html)